

授業展開書要約版「律令体制の崩壊～負名体制」

- ① **最初に荘園公領制が成立した院政期から太閤検地によって消滅するまでの戦国時代が中世の定義**なので、この土地制度の理解が P37 までの約 20 ページ分に様々な部分に影響してくる重要性を強調しておいてください。



- ② 次に P18・P19 のテキスト構成はこれまでのような縦軸構成から、記憶に残りやすいように構成を変えており、
 P18 の左側が「8 世紀～9 世紀までの**律令体制**」
 P18 の右側が「10 世紀(～11 世紀と捉えることも)の**負名体制**」
 P19 が「11・12 世紀(12 世紀～と捉えることも)～の**荘園公領制**」の
 大まかな時系列は普段の「↓」から「→」になっています。一方で、「8～9 世紀」までの P18 左側、「10 世紀」の P18 右側、「11～12 世紀」の P19 自体の内容は上から下の「↓」で時系列順に構成されています。



- ③ いきなり語句の確認からはせずに、テキスト P18 左下の図解 NOTE①「律令体制の崩壊」から板書()

- (1) 図解と同じように「①戸籍・計帳に基づいて…」～「③徴税」までを板書をして、律令体制の土地・税制度を復習
- (2) テキスト P10～P11 や P13 で既に解説をしていれば問題ありませんが、律令体制の税制度における問題点というより脱税方法がある点を指摘しておくとも良いでしょう。
- (3) 具体的には、**女性が負担する税は租・出挙・義倉のみで、成人男性(21 歳～60 歳)になると先ほどの租・出挙・義倉に加えて、庸・調・雑徭だけでなく兵役(仕丁も)も課せられること**
- (4) です。脱税方法は、「①**女性に戸籍を偽る**」、「②**年齢を 66 歳以上にする(17 歳～20 歳は正丁の 4 分の 1、61 歳～65 歳は正丁の 2 分の 1 で、17 歳以下にしても 0 年後には正丁と同じ税負担になる)**」、「③**口分田はあくまでもレンタルで私有地ではないので本籍地(本貫地)から逃げ出せばいい**」
※庸・調・雑徭・兵役などの徴税対象になる男子生徒に上記の答えが出るか質問してみると良いでしょう



- ④ テキスト P18 左下の図解 NOTE①「律令体制の崩壊」の続き④～⑤を板書

- (1) 税負担の重荷から、**農民の中で税負担に耐えられない「貧窮農民」と墾田永年私財法などによって新規に土地を開墾してリッチになった「有力農民」の二手に分かれるので、板書 + 書き込ませる**
- (2) 上記の(4)「逃げ出せばいい」ので、貧窮農民の「④税負担の重荷から浮浪・逃亡」は「**浮浪・逃亡**」だけ板書すれば伝わります
- (3) **要注意！この「④浮浪・逃亡」によって図解の「③徴税」が困難になるので「×、④のため」を板書 + 書き込ませる**
- (4) ただし、この**浮浪・逃亡した「貧窮農民」たちも夜逃げ先で生活をしなければいけないので、先ほどの「有力農民」の土地のもとで働いたり**、天皇家の勅旨田や院宮王臣家の荘園のもとで働いたりしていくので、「⑤各勢力の経営下で働くようになる」を指摘(⑤だけ板書すれば伝わります)
- (5) このように、**貧窮農民と有力農民など格差が広がっていく視点を生徒に伝えておきましょう**



- ⑤ P18 テキスト左上に戻り、語句の確認に入ります

- (1) 律令制度下の税負担の重荷について、『**万葉集**』に収録された**山上憶良**の『**貧窮問答歌**』で具体例をあげる
- (2) 税負担の重荷から、人民による「徴税(課役)逃れ」が多発(国公立受験者がいる場合は「**有力農民と貧窮農民に階層が分化**」も追加で書き込ませる)
- (3) **1 つ目は逃げちゃうパターン**、**本貫地**(本籍地)を離れ他所に流浪する**浮浪・逃亡**(浮浪は所在地を把握した者は浮浪人帳に登録して調・庸を納めさせる、**逃亡**は逃亡先が不明のため戸籍・計帳から除いて調・庸を納めない)
- (4) **2 つ目は戸籍を偽るパターン**の**偽籍**、一般的には課役の負担から逃れるため女性などに年齢・性別を偽りますが、中には口分田を不正受給するため死亡者を隠すなど虚偽の申告をして土地を拡大する者もいます
- (5) **PDF 写真「阿波国田上郷」を用いて**、**阿波国田上郷**の 902 年の戸籍では 435 人のうち男 59 人・女 376 人→ハーレム状態ではなく、歌舞伎町 2 丁目(オカマバー)状態なのでネタとして使えます
※ここで、「課役(庸・調・雑徭の総称)は男性に課されるので女性は免除される」ことを板書 + 書き込ませる

- (6) 課役の負担から逃れる他の脱税方法は、国家の許可を得ずに勝手に出家して僧侶になる**私度僧**と(律令制度下の**僧尼令**では、**得度**(国家の許可を得て僧侶になること)の規定や、**私度**(国家の許可を得ずに僧侶になること)を禁止している)、皇族・貴族などの上級官人に仕えて従者となる**資人**(運脚や仕丁として都に赴いた後に、そのまま帰郷せずに都で官人に使えたりする)

※時間に余裕があれば、史料「貧窮問答歌」・「浮浪・逃亡の禁止」を説明(解説は詳細版)



- ⑥**図解 NOTE①“律令体制の崩壊”の「④のため徴税×」を指しながら(図解 NOTE に戻る必要はありません)**, P18 テキスト左側の「③朝廷の財政難(浮浪・逃亡・偽籍などにより調・庸など人頭税が減収)」を確認

- (1) **財政難の中でさらに重税をしたらさらに浮浪・逃亡が増えるので、「更なる税収の低下を防ぐために農民の負担を軽くしてやる」を口頭で指示して生徒に書き込ませる**

- (2) こうした農民負担の軽減をはかるなど「④律令体制の再編」が行われたのが**桓武天皇**時
※国公立受験者には「④律令体制の再編」を書き込ませる(国公立の論述問題では「8世紀＝律令体制の確立」, 「9世紀＝律令体制の再編・動揺」, 「10世紀＝律令体制の崩壊」とマクロ視点で捉える必要性が重要です)

- (3) 班田収授を**6年1班**から**12年1班**に改めた一紀一班は**農民負担の軽減ではないので**(班田収授をしても国家の税収とは関係ありません)、**浮浪・逃亡が増加する中で国家の負担を減らした**という説明

- (4) (2)～(4)が**農民負担の軽減**で、(2)政府が貸付ける種籾の**公出挙**の利息を**5割**から**3割**に軽減、(3)国司に使役される地方での雑役の**雑徭**を年間**60日**から**30日**に軽減、(4)正丁(21歳～60歳の成人男性)3～4人に1人を徴兵する**軍団兵士制**を**東北・九州を除いて廃止**し、**郡司**の子弟を**健児**に採用して国府(国衙)などの警備にあたらせる**健児の制**を採用(ここで健児を未習 or 覚えていない生徒のために「**郡司の子弟**」といった“健”康な“児”童を徴兵すると補足説明してあげると良いでしょう)

- (5) 「④律令体制の再編」の右側に、P14の方がより詳細な説明になっているので「**P14へ**」と書き込ませる



- ⑦**それでも、調・庸などの主たる税は軽減されていないので税収低下は変わらず→図解 NOTE①“律令体制の崩壊”へ戻る**

- (1) ここから「**律令体制の動揺**(9世紀)」と呼ばれますが、**国家財政が苦しいのでそれを補うため国家は「直営田」と呼ばれる自ら土地を経営するようになる(もはや「末期的な状況」と71を入れておくとも伝わりやすいです)**

- (2) それが**大宰府**に設けられた**公営田**と、**畿内**に設けられた**元慶官田(官田)**(「元慶」は省略してもOK)

- (3) 「**直営田**」・「**公営田**」・「**官田**」などを板書+書き写させて、「⑥」は浮浪している農民を政府は把握しているので、**彼らを大宰府・畿内で働かせたと誤魔化して**、「⑦国家が経営し財源確保」は「**⑦財源確保**」だけ板書すれば伝わります

※この直営田は有力農民に一定期間田地の耕作を請け負わせ、土地の面積に応じて課税する直営方式を採用したもので、つまり10世紀に人頭税から土地税へ変更する負名体制の実験的なものですが、まだ負名体制を教えていないので触れないでおきましょう(10世紀の負名体制を教えた後に触れるのが最も効率よいですが、いかにせん頻度も低く国公立論述問題での難易度も高いので、超難関国立大志望者がいる場合のみ触れています)。



- ⑧このように国家財政が厳しいので、**本来は朝廷から貴族に支払われる給与の支給も滞りようになるので、図解 NOTE**

①“律令体制の崩壊”の国家から院宮王臣家への「給与支給できず」を板書+書き込ませる

- (1) **朝廷が財政難なので、天皇も自給自足するため「勅官田」と呼ばれる田地を所有し、同じく「院宮王臣家(少数の皇族・有力貴族)」も国家財政への依存を弱めて私有地を拡大＝「**荘園**」(のちの寄進地系荘園とは異なるので、ここは誤魔化して私有地である「**荘園**」と言うだけで大丈夫です)を板書+書き込ませる**

※院宮王臣家の「院」とは太上天皇、「宮」とは「宮」とは三宮(皇后・皇太后・太皇太后)・東宮(皇太子)、「王臣家」とは親王・内親王などの皇親や、五位以上の公家を指しますが、**ややこしくなるので「院＝上皇」, 「宮＝宮様である皇族」, 「王臣＝王家(天皇家)に臣下として仕える貴族」と説明すれば十分です。**

- (3) こうした天皇の勅旨はそもそも不輸租田であり、**院宮王臣家(特権的な皇族・貴族)は租税免除の特権をもっている**ので(生徒から質問が出そうなら、律令制度における貴族の特権①蔭位の制、②給与の支給、③税免除の特権、④刑罰上の減刑措置があるので、「**③税免除の特権**」を想起させれば済むでしょう)、

※正確には税のかかる**輸租田**と税のかからない**不輸租田**の田地がありますが、位階に応じて与えられる**位田**は**輸租田**で、官職に応じて与えられる**職田**は**不輸租田**なので、不輸租田の職田として扱えば税免除になります

(4) 天皇の勅旨田や院宮王臣家の荘園から税は徴収できない、さらに貧窮農民も浮浪・逃亡しているので徴税できない、
なので残る**有力農民(富豪百姓)**から税を徴収する方法しかないが、**有力農民もどうにかして徴税から逃れたい**(有力農民(富豪百姓)は周辺の貧農・浮浪人を支配下におき大規模に経営を拡大して成長)

(5) そこで、**有力農民は院宮王臣家に保護を求め、自らの私有地を寄贈(寄進とは違うので「寄進」という言葉は避けてください)して結びついて国司の支配・徴税行為に抵抗(院宮王臣家の立場からすると、保護を求めてきた有力農民らを勢力下において私的に多くの土地を集積)**

→論述用に難しめに書きましたが、簡単に言えば「**有力農民は中央の藤原氏などに自分の土地を買い取ってもらうことで土地の名義を藤原氏にして徴税から逃れ、藤原氏は代わりに名義代をもらうことで win-win の関係になる**」

(6) この「⑧有力農民は徴税から逃れるため、天皇や院宮王臣家に土地を買い取ってもらう」は「⑧」に下線を引くだけで伝えます。そして、その結果有力農民からも徴税が不可能になるので、**有力農民からの「③徴税」に「×、⑧のため」を板書+書き込ませる**

(7) この貧窮農民による浮浪・逃亡と、有力農民と院宮王臣家の結びつきにより、徴税は不可能となりジ・エンド状態



⑨ P18 テキスト中央左側の語句の確認に戻る(図解 NOTE①「律令体制の崩壊」は一時放置)

(1) 国家財政を補うため直営田の設置、それが小野岑守(大宰大式)の建議で大宰府に設けられた**823年の公営田**と、畿内に設けられた879年の**元慶官田(官田)**(東北地方で878年に起きた**元慶の乱**など877年～885年の元慶年間に設けられたので「**元慶**」は省略してもOK)

< グロ① >

「パンツみんなて食べ」
8 2 3 公営田

(2) また国家財政に頼れない状況になったので、天皇が所有したのが**勅旨田**(空閑地や荒廃田を対象に開墾された天皇の不輸租田)、その天皇から皇族に与えられたのが**賜田**(空閑地や荒廃田を対象に天皇から皇族に与えられた田)、役人に支給されたのが**諸司田**(中央諸官司の財源のために畿内に設けられた元慶官田を配分した田)ですが、**賜田と諸司田の頻度は極端に低いのでサラッと触れるだけで十分です。**

(3) 一方、**院宮王臣家は新たに台頭した有力農民と結びつき、私的に多くの土地を集積**(国公立大学受験者がいる場合は論述対策として、**9世紀までは院宮王臣家と呼ばれ、10世紀以降は権門勢家と呼ばれるようになるので書き込ませるように指示しておきましょう**)



⑩ こうした壊滅的な状況下の「律令体制の崩壊」時の10世紀初期に天皇となったのが醍醐天皇

(1) その醍醐天皇が現在の班田収授や徴税が機能していない原因を考え、**図解 NOTE①「律令体制の崩壊」を指しながら、「貧窮農民は浮浪・逃亡しているから徴税は不可能、でも有力農民が院宮王臣家と結びついて脱税行為をしているせいで徴税ができなくなっている」**

(2) この有力農民の脱税が問題なので、**図解 NOTE①「律令体制の崩壊」の「⑧有力農民は徴税から…」の「_↑」に「×」を書き込んで、「⑨延喜の荘園整理令で禁止」するが「不徹底」を板書+書き込ませる**

(3) **ここで不徹底(失敗)に終わった理由を説明**(生徒の理解を深めるためと史料対策のためでもあります)

→**有力農民の田地は東北～九州まで遍く諸国に広がっているため、それらをチェックするために諸国に派遣している国司に任せた**

(4) しかし、**国司は貴族の中でも下級貴族で(正・従五位上下あたり)、藤原氏のような上級貴族に喧嘩を売ることになるので、国司の判断で容認することにしたため失敗＝「国司に任せため」を板書+書き込ませる**

※一方で、1069年の延久の荘園整理令は「国司に任せず」、荘園処分のための専門機関として「記録荘園券契所」を設けたことで絶大な成果を残すことになるので、比較対象としてここで軽く教えておくのも良いでしょう



⑪ 図解 NOTE①「律令体制の崩壊」はこれで終了(板書はしばらく残しておくとも良いでしょう)

→P18 テキスト左側の語句確認に移り、902年に出された延久の荘園整理令へ

(1) **院宮王臣家の荘園を禁止するなら天皇の勅旨田も禁止しないと辻褄が合わない**ので、「**勅旨田**と院宮王臣家の荘園を禁止するが、**不徹底に終わる**」。その理由は「**券契の明かな荘園を認め(証拠文書の明確な荘園は認め)、国司に実施を任せため**」ですが、**前者の券契は延久の荘園整理令でも出てくるので軽くスルーした方が良いでしょう**

< グロ② >

「暮れに出した荘園整理令」
9 0 2

(2) **それでもまだ諦めていない(わかっていない)のが醍醐天皇で、「口分田は余っているし、口分田を配れば班田収授も徴税も機能するんじゃない？」**のノリで同年 902 年には最後の班田収授が行われる

(3) ただし、これは「**実質的に**」最後の班田収授になってしまったので、本来はその後でも班田収授を行うつもりだったので、次の班田収授は「**12 年後**」(6 年 1 班から 12 年 1 班になっているため)

※生徒の集中力維持のために「何年後になるか？」という質問する形をとることもあります

(4) その「**12 年後の 914 年**」に班田収授を行おうとしたら、**家臣から「もう無理ですよ」と釘を刺されてしまった(審められてしまった)のが 914 年に三善清行が提出した「意見封事十二箇条」**

※以下に意見封事十二箇条の内容は要約しておきますが、史料を見ていく方が効率良いです

660 年……男子 2 万人(→二万人集まったので、喜んだ**斉明天皇**は「にま」郷と名付けた)

※660 年といえば百済滅亡の年であり、唐・新羅に攻撃された百済が援軍を求めてきたため、**斉明天皇**と中大兄皇子が九州に出兵する途中で現在の岡山県にあたる備中国下道郡邇磨郷に立ち寄った時

奈良時代…男子 1900 人(吉備(備前・備中など)地方出身の**吉備真備**がこの地域の郡司を兼任していた時期)

平安初期…男子 70 人(藤原保則が国司赴任時)

平安中期…男子 9 人(**三善清行**が国司赴任時)

平安中期…男子 0 人(三善清行の後任国司が帰京時)

(5) 三善清行曰く「**にま郷という一つの村でこんな惨状なのだから、全国がどうなっているかは醍醐天皇もおわかりになりますよね**」とこの時をもって**律令体制は完全に崩壊**

※時間に余裕があれば、史料「**延喜の荘園整理令**」、「**意見封事十二箇条**」を説明(解説は詳細版)



⑫意見封事十二箇条から右に吹き出しでまとめられている内容の確認(まとめのため・論述対策)

(1) **律令体制が崩壊した「原因」を 2 つまとめると、貧窮農民と有力農民が何をしたかという視点**で「①**貧窮農民**による浮浪・逃亡・偽籍などの激化と、②**有力農民と院宮王臣家の結びつき**」が原因なので書き写させる

(2) その「**結果**」として、「**戸籍・計帳の制度が崩壊**」し、「①**戸籍に基づいて班田収授を実施するのが困難**となり、②**計帳に基づいて庸・調などを徴税するのが困難**」となる(**この箇所は国公立受験者のみ書き写させる**)

(3) これまでの税制度が崩壊した理由をまとめると、「**成年男子(正丁)を中心に庸・調などを賦課する(課す)人頭税**(個人個人に課す税)」であったから、**浮浪・逃亡・偽籍などが行われると個人から税が徴収できなくなる**

(4) では、これからは**個人にかける「人頭税」ではなく、例えその個人が逃げてしまっても(極論を言えば自〇したとしても)税を徴収できるシステムにするには、土地をもっている者に税をかける「土地税」**に変更すればよい

(5) それが 10 世紀以降にとられた「**土地の面積に応じて官物などの税を賦課する(課す)土地税**」(**官物についてはまだ教えていない語句なので気にしないでいいと一声かけておいてください**)

(6) **要注意！テキスト P18 の最上部左側の「8～9 世紀＝律令国家(課税単位＝人頭税)」を確認させ(頻度チェックを見逃している生徒がいるので、頻度の指示と人頭税が「個々にかける税」を書き写させる)、テキスト P18 の最上部右側の「10 世紀＝王朝国家(課税単位＝土地税)」を確認させる**



⑬その土地に税をかける土地税に基づく制度を**負名体制**(10 世紀)といい、この改革を行った為政者が**朱雀天皇**時の**藤原忠平**(先ほどの醍醐天皇の次の天皇が朱雀天皇で **P16** にも出てくるので「**P16 へ**」と書き込ませるのもアリ)

※負名体制の頻度は低いですが、「8 世紀～9 世紀までの**律令体制**」、「10 世紀の**負名体制**」、「11・12 世紀以降の**荘園公領制**」という土地制度のマクロ視点を押さえるためには教えておくべきです

(1) まずは、機能不全に陥っているので口分田などの公領を収公(「**公領**」は**国家を意味する「公」の「領」地**で、「**収公**」は**国家を意味する「公」が「収」することなので、「口分田を回収」と書き込ませる**)

(2) 続いてその回収した「**公領を名(名田)と課税単位に編成する**」は**国公立大受験者がいる場合のみ下線を引かせる**

(3) この「**名(名田)**」こそ生徒が一番つまずくところなので、具体的にかみ砕きます。律令体制において男子に班給される口分田の面積は 2 段ですが、負名体制における名(名田)の面積はおおよそ 1 町(10 段)～2 町(20 段)になります。**つまり、「口分田＝2 段⇔名田＝1～2 町(10～20 段)」になるので、テキスト右上の枠外に書き込ませる**

※ここで、**土地制度を机・椅子に例えて説明するため、教室の机 1 個分を口分田としたら、(余っている机があれば)5 個 or 10 個ほどの机をつなげて「名田」と呼ばれると具体的にイメージさせましょう**

- (4) 先ほど板書しておいた図解 NOTE①「**律令体制の崩壊**」を指しながら、この名田(私自身は「口分田」と対比できるように、あえて「名」ではなく「名田」と呼ぶようにしています)を誰に耕作させるか?「**貧窮農民はまだ浮浪・逃亡して逃げ出す可能性があるが、有力農民は何十人かの貧窮農民を、中には百人ぐらい従えている者もいるので、有力農民なら逃げだす可能性はないので、有力農民に名田の耕作を任せ、その名田の耕作を請け負った有力農民を「田堵」といいます(または「名」を請け「負」うことから「負名」とも呼ばれます)**」
- (5) PDF「**負名体制①**」を用いて、生徒には図解 NOTE②「**負名体制**」に移ることを指示し、まずは「**名(名田)**」を書き写させ(8つありますが、全部色を塗ると邪魔になるので4つぐらいチェックするぐらいで十分だと思います)、続いて「**有力農民**」・「**田堵(負名)**」を書き写させる
- (6) そのまま PDF「**負名体制①**」を用いて、先ほどの(4)で例をあげたように、**10人ぐらいの貧窮農民を従える有力農民なら1個の名(名田)を耕作するのが限界ですが、100人ぐらいの貧窮農民を従える有力農民なら4個(図解の都合上4個)ほどの名(名田)を耕作することもできます**
- (7) 具体的に「**1つの名を耕作していたら100万円、2つの名を耕作していたら200万円、3つの名を耕作していたら300万円、4つの名を耕作していたら400万円を納める**」といった例を出して、「**名の耕作を請け負わせ面積に応じて課税する**」を書き写させ、後半2行分の「**(名田)の面積に応じて課税する**」が「**土地税**」にあたることを指摘+下に書き込ませることを指示
- (8) その面積に応じて納める税が「税として**官物・臨時雑役**を徴収」なので**書き写させる**(ここで、生徒としては租・庸・調などはどこいったのか?と質問が生まれるので、**律令体制から負名体制に切り替わったから税の名称も変更されるとあらかじめ言っておくと質問対策しておくとういす**)



⑭ P18 テキスト右上の負名体制の語句の確認に移る

- (1) 「(1)口分田など…」, 「(2)公領を名(名田)という…」の内容を今一度確認
- (2) 「(3)田堵(負名)に…」の内容を確認し、「**名(名田)の面積に応じて課税する**」が**土地税であることを確認**
- (3) その下の「**官物**」は租・庸・調や公出挙の系譜をひくもので、**収穫の40%～50%を徴収するので米が税の中心になっていくことを補足しておくとういす**, 「**臨時雑役**」は雑徭の系譜をひくものなので、官物以外の労役ということですね。
- (4) **要注意! PDF「負名体制①」を用いて、生徒には図解 NOTE②「負名体制」に移ることを指示し**, 「朝廷=国家(中央政府)」と「国司」の関係変化に入ります。もともと朝廷は各国に派遣した**国司を「監督する」立場で、戸籍・計帳を作成して人民を把握していましたが**, 浮浪・逃亡などによって戸籍・計帳の制度は崩壊したので、**これ以降は戸籍・計帳を作るのは諦めました**。
※学校の所在地から他県に生徒(農民)らが流出してしまって、生徒を把握するのは不可能(もしくは昼休みの時間に生徒が浮浪・逃亡しているのて、先生には生徒がどこにいるのかわからないなどの例をあげればわかりやすいです)
- (5) そこで、朝廷は「**一国内の支配を国司に丸投げする形に切り替えた**」(山川の教科書では「**国司に大きな権限と責任を任せようとした**」と記述していますが本当にわかりづらい文章ですね…)ので、「**国司に国内の支配を委任する**」を書き写させて、その代わりに「**一定額の税を納入させる**」を書き写させる
 ※ここもわかりづらい部分なので以下のように例えてみましょう「**朝廷のある「京都」から関東などを把握するのは不可能なので、都道府県知事(国司)にすべての支配を丸投げして、その代わりに1000万円などの一定額の税を納入させれば、朝廷の財政も確保できる**」ということです。
- (6) ここで PDF「**負名体制①**」をそのまま見せながら、国司は田堵から官物などの税を徴収し、朝廷に一定額を納税することから、**税金徴収係の立場になった(徴税請負人的な性格を強める)ことを理解させておきましょう**(近年の山川出版の教科書から「**国司は中央政府に対する徴税請負人的な性格を強める**」という記述は消えましたが、逆にわかりづらくなりましたね…)



- ⑮ P18 テキスト右上の「**②地方政治の転換**」に移り、国公立大受験者がいる場合に「**律令体制の崩壊に伴い、国司の権限を強化**」を書き込ませ、その下の「**国司に一定額の税の納入を請け負わせ、その代わりに一国内の統治を委ねる**」は、PDF「**負名体制①**」の中央政府と国司の「**名**」の左右を一行に文章化しただけであることを指摘してあげれば、生徒からの質問も起きなくなるでしょう

(1) 「(1) 国司は中央政府に対する徴税請負人的な性格を強める」は先述の通りで国司の権限が強化されたことを理解させる意味合いと、**以下(2)につなげるためとして**、内容を説明するのみに留めましょう

(2) **一国内の支配を委任されたことで権限を強化した国司は役割が増大**し、地方政治における**国司**の政庁(役所)である**国衙(国府)**の役割が増大

(3) **国司が徴税を担うようになったことで、これまで地方政治における徴税などを担っていた郡司の役割は衰退**し、**郡司**の政庁(役所)である**郡衙(郡家)**の役割が増大

※郡衙(郡家)の役割が衰退したことで、これ以降郡衙はさびれて遺跡跡地と化していきます。また、**郡司も仕**処を失うことになるので、のち国衙(国府)で働くようになって後述する**在庁官人**と呼ばれる一員になっていきます(例えるならば、**市(区)役所が潰れて、市長は県庁(都庁)で働くようになっていくようなものです**)

(4) さらに**一国内の支配を委任されているので「国司は租税の課税率を(ある程度)決める権利を認められる」**ことになるので、**ここで生徒に「自分が国司なら収穫の何%ほど徴収するか」尋ねてみましょう。**

→**通常は収穫の 40%～50%ですが**、生徒の回答に対してあらかじめパターン化しておくといいいでしょう

「10～20%など低め」に答えた場合…「ずいぶん優しい国司やね、現在でも所得税・住民税・消費税・(国民年金・健康保険税・固定資産税・自動車税)で 30～40%近く取られているんだけどね?」

「40～50%など通常」に答えた場合…「だいたい正解、それが普通なの(周りの生徒では「取りすぎじゃね?」と思っている生徒がいるので)」

「60～80%など高め」に答えた場合…「なかなかの悪徳国司やね、いずれ訴えられるかもしれないけど(笑)」

(5) **実は高めに答えた生徒の方が賢いと思います。なぜなら、60～80%なら 6000 万～8000 万の税収となり**、国司はその後 **1000 万円など「一定額の税を(中央政府)に納めればよい**」ため差額分の 5000 万～7000 万が国司の懐に入ってきて**「蓄財が可能になる」**からです。つまり**「国司は儲かる」**

※この 10 世紀における国司の権限が強化されて徴税が厳しくなったことが各地で武士団が成立することになり、それが大規模なものになったのが 10 世紀の 935 年に起きた平将門の乱や 940 年に起きた藤原純友の乱であると土地制度と武士の関連性を教えてあげると生徒の土地制度に対する好奇心が広がります。

(6) これを「国司の地位の利権化」といいますが、**「国司の仕事は儲かるので賄賂を贈っても国司にいたがる者」が増えていき**、それが**成功・重任**が盛行する理由です



①一定の財物を朝廷に納めて、国司などの官職に**任命**される**成功**がわからない生徒には**右側に「ワイロ」と書き込ませ**、**国司の任期は 4 年のため任期満了にならないように**再びワイロを贈って同じ国の国司に再任されるのが**重任**

(1) こうしたワイロを贈って**現地に赴任する最上級の国司**(守・介・掾・目の守)が**「ずるい」の語源になったともいわれる受領**で、現地に赴くため徴税に命をかける貪欲な者が多く中には訴えられた者も

(2) その訴えられた者が**尾張守**(国司 No. 1)の**藤原元命**
→**尾張国**の郡司・百姓らほぼ全員から **31 万**の悪政を訴えられたのが **988 年**の『**尾張国郡司百姓等解(文)**』で、その結果翌年クビになるので、**「翌年クビ」を書き込ませる**

＜ゴロ③＞
「もう**終わり**? **もっと長くハハハ**」
尾張 元命 988

※時間に余裕があれば、史料「**尾張国郡司百姓等解文**」を説明(解説は詳細版)

(3) なお、上から下に下される命令文書が**「下文」**、下の者が上に訴える時のものが**「解文」**なので、漢字の違いを説明しておきましょう(＜ゴロ③＞は恥を捨てられる先生のみにしてください(笑))

(4) 一方、訴えられたわけではないが貪欲な受領の例として知られるのが**信濃守**の**藤原陳忠**で、彼は崖から落ちた際に平茸のおかげで命拾いましたが、これも売れば儲かると言って周りからドン引きされる中**「受領は倒るところに土をつかめ」**と迷言を残したことが『**今昔物語集**』に載っている(音声授業の「マダガスカル」ネタはゴー☆ジャスちゃんねるが健在で、恥を捨てられる先生のみにしてください)

(5) のち、わざわざ現地に赴くのが面倒になると、自分では**現地に赴任しない国司**の**遙任**が増えて、自分の**「代わりとして「自」代を派遣する**

→**PDF「遙任」を用いて**(PDF を用いなくても慣れれば口頭で説明できます)、現地の**国衙は遙任がいなく留守にしている**ので**留守所**と呼ばれ、郡司などの国衙に務める現地の地方役人を総称した**在庁官人**を指揮(**「郡司など」を書き込ませ**、**県「庁」などに「在」任している「官人(国家に務める役人)」と補足説明**)

授業展開書－詳細版(史料解説)－「律令体制の崩壊～負名体制」

㊦ 山上憶良の貧窮問答歌『万葉集』

…綿も無き 布肩衣の ①海松の如 ②わわけさがれる ③檻樓のみ 肩にうち懸け ④伏慮の ⑤曲慮の 内に⑥直土に 藁解き敷きて 父母は 枕の方に 妻子どもは 足の方に 囲み居て 憂へ⑦吟ひ 竈には 火気ふき立てず ⑧甑には 蜘蛛の巣懸きて 飯炊く 事も忘れて ⑨鵲鳥の ⑩呻吟ひ居るに いとのきて 短き物を ⑪端載ると 云へるが如く ⑫焚取る ⑬五十戸良が声は 寝屋処まで 来立ち呼ばひぬ 斯くばかり 術無きものか 世間の道 世間を憂しとやさしと思へども 飛び立ちかねつ鳥にしあらねば

〔①海藻の一種 ②破れてぶら下がる ③ぼろ ④屋根の低い家 ⑤ゆがみ傾いた家 ⑥土にじかに ⑦うめく ⑧蒸し器 ⑨呻吟うの枕詞 ⑩細々と力のない声で鳴く ⑪短いものをさらに端を切って短くすること ⑫むち ⑬里長〕

【現代語訳】

…綿も入っていない麻の袖なしの、しかも海松(海藻の一種)のように破れて垂れ下がり、ぼろぼろになったものばかりを肩にかけて、低く潰れかけた家、曲がって傾いた家の中には、地べたに直に藁を解き敷いて、父母は枕の方に、妻子は足の方に、自分を囲むようにして、悲しんだり呻いたりしており、かまどには火の気もなく、甑には蜘蛛の巣がはって、飯を炊くことも忘れたふうで、かぼそい力のない声でせがんでいるのに、短いものの端を切るという諺と同じように、荻を持った五十戸良(里長)の呼ぶ声が寝室にまで聞こえてくる。世間を生きてゆくということは、これほどどうしようもないものなのだろうか。この世の中をつらく身も痩せるように堪え難く思うけれども、どこかへ飛んで行ってしまうこともできない。鳥ではないから。

律令制度下では、正丁(21歳～60歳の成人男子)を中心に課される調・庸・雑徭・兵役などの負担が農民生活を圧迫しており、『万葉集』に収録された山上憶良が詠んだ長歌・反歌が『貧窮問答歌』です。史料内では、堅穴住居に住む貧しい農民の姿と荻を持って過酷な徴税を行う里長(史料文中の「五十戸良」)の様子がうたわれています。史料問題で「五十戸良」にはルビが振っていないので、「五十戸＝一里」から、「一里の長」である里長を類推することができます。

㊦ 浮浪・逃亡の禁止『続日本紀』

(①養老元年五月)丙辰、詔して曰く、「②率土の百姓、四方に③浮浪し④課役を⑤規避し、遂に⑥王臣に仕へて、或は⑦資人を望み、或は⑧得度を求む。⑨王臣の本属を経ず私に自ら駆使し、国郡に⑩囑請して遂に其の志を成す。茲に因りて、天下に⑪流浪して郷里に帰らず。若し斯の輩有りて、輒ち私に⑫容止せば、状を揆りて罪を科すること。並に律令の如くせよ」と。

〔①717年 ②全国の人民 ③本籍地を離れているが、他国で庸・調を納めている ④庸・調・雑徭 ⑤逃れる ⑥皇族や貴族。上級官人のこと ⑦五位以上及び大納言に支給された従者 ⑧国家から証明書を受け、正式に僧侶になること。僧侶は一般の戸籍に搭載されず課役を課せられない ⑨本籍地の国・郡衙を通さず ⑩頼む ⑪流浪して過ごす ⑫かくまう〕

【現代語訳】

(養老元年(717年)5月)17日、(元正天皇が)詔して仰るには、「全国の人民は、各地に浮浪して、課役(庸・調・雑徭)の負担を逃れて、遂には皇族・貴族に仕えて資人(皇族・貴族の従者)にさせてくれと希望したり、あるいは得度(正式に僧侶になること)を希望したりしている。皇族・貴族は、本籍地の国衙・郡衙を通さず、国司や郡司に頼んで、個人的に彼らを使役し、彼らの希望を叶えてしまう。このようにして、人民は他国で浮浪して過ごし、故郷に戻らない。もしもこういう連中がいて、匿うことがあれば、状況に応じて罪を科し、律令に基づいて処罰せよ。」と。

税負担の重荷から、人民による課役(庸・調・雑徭の総称)逃れが多発したため、奈良時代の元正天皇時の717年には浮浪・逃亡・資人・私度僧などが禁止されています(なお、元号に「養老」が用いられていることから奈良時代だとわかり、奈良時代の史料出典はほぼ『続日本紀』になります)。

なお、史料文中では「浮浪」・「資人」に加えて「得度」が空欄になっていますが、「得度」とは国家の許可を得て僧侶になることで、国家の許可を得ずに僧侶になることを「私度」といい、その勝手に出家して僧侶になる「私度僧」を律令制度下の僧尼令では禁止しています。

※この浮浪・逃亡が禁止された同年の717～740年にはその一環として郷里制が採用されています(律令制度参照)

㊦ 延喜の荘園整理令『類聚三代格』

太政官^①符す

応に^②勅旨開田^③並びに^④諸院諸宮及び五位以上の、^⑤百姓の田地舍宅を買ひ取り、閑地荒田を占請するを停止すべきの事。
右、^⑥案内を検するに、頃年^⑦勅旨開田^⑧遍く諸国に在り。空閑荒廢の地を占むると雖も、是れ^⑨繁元の産業の便を奪ふなり。
……宜しく^⑩当代以後、^⑪勅旨開田^⑫は皆悉く停止して民を^⑬負作せしめ、其の寺社・百姓の田地は、各^⑭公験に任せて本主に還し与ふべし。……

⑨延喜二年三月十三日

[①府とは、上級の官庁から下級の官庁へ下す公文書 ②天皇の命令で皇室領として開墾された田地。勅旨田ともいう ③皇族
④記録を調べてみる ⑤公民 ⑥醍醐天皇 ⑦割り当てて耕作させ ⑧土地の所有権を証明する文書 ⑨902年]

【現代語訳】

太政官符す

勅旨田の開田と、皇族及び五位以上の貴族が百姓の田地・住宅を買ひ取り閑地・荒田を占拠することを停止すべきこと。
右の事柄について記録を調べてみると、近年諸国で勅旨田の開田が行われている。空閑地・荒廢地を占有しているとはいいますが、これは人民の産業の便を奪う行為である。……当代(醍醐天皇)以後は、勅旨田の開田は一切停止して人民に賃租形式で耕作を請け負わせ、寺社や(富裕な)人民の田地は公文書の記載に従って本来の所有者に返還させよ。

延喜二年(902年)3月13日

<史料文の前提知識の確認>

国家財政の逼迫から、皇室財政を支えるための勅旨田(空閑地や荒廢田を対象に開墾された天皇の不輸租田)を開墾し、地方で勢力を拡大した有力農民は国司の支配・徴税行為に抵抗するため、自らの私有地を寄贈し院宮王臣家(少数の皇族・有力貴族で10世紀以降の権門勢力)に保護を求めて結びつき、院宮王臣家は保護を求めてきた有力農民らを勢力下におき、私的に多くの土地を集積していきました。

上記の貧窮農民による浮浪・逃亡・偽籍などの激化と有力農民と院宮王臣家の結びつきの結果、戸籍に基づく班田収授の実施、計帳に基づく庸・調などの徴税の困難となり、10世紀初期の律令体制が崩壊していた時期に天皇だったのが醍醐天皇時です(醍醐・村上天皇による天皇親政は延喜・天曆の治として理想的な時代と言われますが、後世になって理想化されたものに過ぎず、実際は律令体制が崩壊している最悪なタイミングの時期に天皇になった人物です。『古今和歌集』・『日本三代実録』・『延喜格式』など文化的な業績は評価されますが)。

<史料内容の説明>

史料を読み解く際の知識には必要はないですが、1行目の「太政官符す」の「符」とは文書のことで、荘園公領制では「太政官符」という語句があります。醍醐天皇は律令体制の再建をめざして、有力農民と院宮王臣家の結びついた荘園を禁止するためには勅旨田も禁止しなければ辻褄が合わないで、「勅旨田(史料文中では勅旨開田)」を禁止しました(史料原文に合わせる必要はないので、生徒には今後3回出てくる「勅旨開田」は「勅旨田」は解答すれば良いと教えてください)。

さらに「諸院諸宮及び五位以上の、百姓の田地舍宅を買ひ取り、閑地荒田を占請するを停止すべき(皇族及び五位以上の貴族が百姓の田地・住宅を買ひ取り閑地・荒田を占拠することを停止すべき)」とは、「諸院諸宮及び五位以上」とは「諸院」諸「宮」及び五位以上の貴族(王臣)=つまり院宮王臣家のことを指し、彼らが「百姓の田地舍宅を買ひ取り(有力農民の田地・住宅土地を買ひ取り)」という、院宮王臣家が有力農民の土地を買ひ取ることを指し、それらを禁止すると記されています。

あとは3行目をサラッと読んでいき(なお、「頃年勅旨開田遍く諸国に在り(近年諸国で勅旨田の開田が行われている)」という部分から、授業指南書要約版では「勅旨田や院宮王臣家の荘園が東北～九州まで各地に広がっている」と説明しています)、残りは「当代」が発布当時の天皇である「醍醐天皇」を指し、「延喜二年」はこの史料が延喜の荘園整理令だと見抜ければ「902年」と推察できます。これら史料文のうち、全部が問われるわけではないので、「延喜」や「勅旨開田」が空欄にならずに記されていれば、類推できるはずです。

最後に、史料の出典である『類聚三代格』は「弘仁格・貞観格・延喜格の三代格を内容・分野別に分類」したもので、「_____」のヒントを出さないと解答できません(なお、平安時代初期の史料『健児の制』や『格式の編纂—弘仁格式序文—』の出典も『類聚三代格』です)。

回 三善清行の意見封事十二箇条―律令支配の行き詰まり―『本朝文粹』by 藤原明衡

①臣、去にし②寛平五年に備中介に任ず。かの国の下道郡に、③遷磨郷あり。ここにかの国の風土記を見るに、④皇極天皇の六年に、大唐の將軍蘇定方、新羅の軍を率ゐる百済を伐つ。百済使を遣はして救はむことを乞ふ。⑤天皇筑紫に行幸したまひて、將に救の兵を出さむとす。……路に下道郡に宿したまふ。一郷を見るに戸邑甚盛なり。⑥天皇詔を下し、試みにこの郷の軍士を徴したまふ。即ち⑦勝兵二万人を得たり。⑧天皇大に悦びて、この邑を名けて二万郷と曰ふ。後に改めて遷磨郷と曰ふ。……天平神護年中に、右大臣⑨吉備朝臣、大臣といふをもて本郡の大領を兼ねたり。試みにこの郷の戸口を計へしに、纔に⑩課丁千九百余人ありき。⑪貞観の初めに、故民部卿藤原保則朝臣、⑫かの国の介たりし時に、……⑬大帳を計ふるの次に、その課丁を聞せしに、七十余人ありしのみ。⑭清行任に到りて、またこの郷の戸口を聞せしに、老丁二人・正丁四人・中男三人ありしのみ。去にし⑮延喜十三年に、かの国の介藤原公利、任満ちて都に帰りたりき。⑯清行問ふ。「遷磨郡の戸口当今幾何ぞ」と。公利答へて云く、「一人もあることなし」と。……一郷をもてこれを推すに、天下の⑰虚耗、掌を指して知るべし。

⑮延喜十四年四月廿八日 從四位上式部大輔 三善朝臣⑱清行

〔①三善清行 ②893年 ③現在の岡山県吉備郡真備町 ④齊明天皇(皇極天皇重祚)6年。660年 ⑤齊明天皇 ⑥すぐれた兵士 ⑦765年～767年 ⑧吉備真備 ⑨庸・調を負担する男子 ⑩859年～877年 ⑪867年に備中権介任命、871年に備中守に任命 ⑫大計帳の略。国ごとに計帳を集計した帳簿 ⑬三善清行 ⑭911年 ⑮疲労すること ⑯914年〕

【現代語訳】

私(三善清行)は去る寛平五年(893年)に備中介を拝命しました。同国の下道郡に遷磨という郷(現在の岡山県吉備郡真備町)があります。同国の『風土記』を見ますと、郷名の由來がこう記されております。皇極天皇(実際は皇極天皇が重祚した齊明天皇)六年(660年)に唐の將軍蘇定方が新羅軍を率いて百済を攻撃し、百済は使者を派遣して日本の援助を求めてきた。天皇(齊明天皇)は筑紫に行幸され、百済救援のために兵を派遣しようとした。……途中、下道郡で宿営されたが、ある郷を見ると家々が非常に賑わっていた。天皇(齊明天皇)が詔を下して試みにこの郷から兵士を徴発されたところ、たちまち優秀な兵士を二万人得ることができた。天皇(齊明天皇)は大いに喜ばれ、この郷を二万郷と名づけられた。のちに文字を改めて遷磨郷と呼ぶようになった。

……天平神護年間(765～767年)に、右大臣吉備朝臣(吉備真備)が大臣のまま下道郡の大領(郡司)を兼任し(ただし郡司を兼任したという記述には根拠がない)、この郷の人口を調べたところ、わずかに課丁1900人ほどがいるだけでした。貞観年間(859～877年)の初めの頃、亡くなった民部卿の藤原保則が備中介に任中、……大帳(国ごとに計帳を集計した帳簿)を作成するついでに、この郷の課丁を数えてみたところ、70人ほどいるだけでした。私清行が赴任してこの郷の人口を調べたところ、老丁2人、正丁4人、中男3人しかおりませんでした。去る延喜十一年(911年)に備中介藤原公利が任期満了で都へ帰ってきましたので、私清行が遷磨郷の人口は現在何人かと尋ねてみましたところ、公利が答えていうには「一人もいない」とのことです。……一郷の例から推測すれば、天下が疲弊していることは自分の掌をさすように明らかです。

延喜十四年(914年)4月28日 從四位上式部大輔 三善朝臣清行

最後の班田収授が行われた902年から「12年後」の914年に、醍醐天皇の臣下である三善清行から醍醐天皇に提出されたのが「意見封事十二箇条」で、史料の出典である藤原明衡が編纂した平安中期成立の漢詩文集『本朝文粹』は難問です(文化史で学習する難関語句)、仮に片方が出題されても出来なくてよいと思います(藤原明衡は京都の猿楽興行の様子を紹介した『新猿楽記』も著していて、史料「大名田堵の出現」の出典でもあります)。

さて、史料は三善清行(史料文中の「臣」)が893年に備中介(国司No.2)に赴任した際に調べた、同国の備中国下道郡遷磨郷(以下「にま郷」と表記します)の歴史を回想していきます。この「にま郷」の由來は『風土記』(文化史で未習の場合は「地方の歴史書」と伝えましょう)によると、660年(史料文中では「皇極天皇の6年」ですが、実際は重祚しているので齊明天皇6年になります)に唐・新羅に攻撃された百済が援軍を求めてきました(「皇極天皇6年」がわからなくても唐・新羅による「百済」滅亡(660)→白村江の戦い(663)から類推できます)。そこで、中大兄皇子と齊明天皇(史料文中の「天皇」)が九州へ赴く際に、その途中で備中国に立ち寄って、人々が多いことから試しに徴兵してみたら2万人もの兵が集まったので、齊明天皇(史料文中の「天皇」)は大いに喜んで、この地域の名を「(二万人とかけて)にま郷」と名付けられました。

時は奈良時代に移り、766年に吉備真備(史料文中の「吉備朝臣」)がこの地域の「大領(大領・少領・主政・主帳の郡司No.1)を兼任した時には(実際は兼任していないという悪問が早稲田大で問われたことがありますが無視していいです)、人口は1900人に減っていました。

平安時代初期の867年に藤原保則が国司として赴任して、**計帳**(史料文中の「**大帳**」の大計帳は計帳と同じ)を数えてみたら、70余人のみに減っていました。その後、**三善清行**が国司(備中介)として赴任した際の戸籍は9人(老丁2人・正丁4人・中男3人の計9人)で、911年に国司(備中介)として赴任していた藤原公利が任期満了に伴って帰京したので、「にま郷の人口はいくらか」と尋ねてみたら「0人です」…、「醍醐天皇…、一つの郷でこんな状況なのですから、全国がどうなってるかはおわかりになりますよね?」(**浮浪・逃亡がとんでもない状況になっているのが非常にわかりやすい史料なので、音声授業でも紹介しています**)

「**延喜十四年**」は「意見封事十二箇条」だとわかれば**914年**だとわかりますし、最後の「**清行**」も史料文では3回登場しますので、3つとも[ア]と同じ人物だとわかるように出題されます。

Ⅳ 尾張国郡司百姓等解文

尾張国郡司百姓等^①解し申し、官裁を請ふの事

裁断せられむことを請ふ、当国の^②守藤原朝臣**元命**、三箇年の内に責め取る非法の^③官物、并せて濫行横法**三十一箇条**の^④□□一、裁断せられむことを請ふ、^⑤例挙の外に三箇年の収納、暗に以て^⑥加□せる**正税**卅三万二千二百卅八束が息利の十二万九千三百七十四束四把一分の事……

⑦**永延二年**十一月八日 郡司百姓等

[①上申する場合に用いる文書 ②国司 ③田租などの系譜をひく平安中期の租税 ④不法(国司の苛政など)を中央政府に訴え判断を求める文書 ⑤定例の**出挙** ⑥尾張国の正税は減額されて24万束余が定例となっていたが、元命はそのほか3年間に本来の正税額の利息43万束余を徴収していた ⑦**988年**]

【現代語訳】

尾張国の郡司・百姓等が太政官の裁決をお願い申し上げること

この国の国守**藤原元命**がこの三箇年の間に行った非法な**官物**の徴税と、乱暴な行為に関する**三十一箇条**の訴え状について裁決されることをお願いします。

一、**例挙**(定例の**出挙**)のほかに、三年間に**正税**43万1248束の利息として12万9374束4把1分を徴収したことについて裁断して下さい。……

永延二年(988年)11月8日 郡司百姓等

<史料文の前提知識の確認>

10世紀に**国司**に一定額の税の納入を請け負わせる代わりに一国内の統治を一任する形に地方政治は転換されたため(山川出版社の教科書によると「**国司に大きな権限と責任とを負わせる**」でしたかね…皮肉っています)、地方政治における**国司**の政庁である**国衙(国府)**の役割が増大し、**郡司**の政庁である**郡衙(郡家)**の役割は衰退していきました。一国内の支配を一任され、**ある程度の課税率を決める権利を認められた**国司は、一定額を朝廷に納めればよいため蓄財が可能になり、**国司の地位が利権化**し、官職に任命される**成功**・官職に再任される**重任**が盛行するようになります。そして、その成功・重任で朝廷に一定の財物(賄賂)を納める必要性もあり、権限を強化した国司は百姓から税を収奪する「**国司による苛政**」がひどくなっていきました。

<史料内容の説明>

その中で**現地に赴任する国司の最上席者(守)の受領**は、巨利を得るため徴税を強化しすぎたため、**988年に尾張国**の百姓だけでなく**郡司**からも『**尾張国郡司百姓等解(文)**』で訴えられたのが**尾張守の藤原元命**です。全部で**31力条**にわたる悪政を朝廷に訴えられ、翌年(989年)に解任されていますが、内容は主なものは以下の3つ。

- (1) 法外な徴税で非法な**官物**(租・庸・調の系譜)を責めとったこと
- (2) 定例の**出挙**(史料文中の「**例挙**」は、「**挙**から**出挙**を連想できると思います)以外に多額の**正税**を徴税して不当な利息を得たこと(**律令体制の税制がまだ残っていたのでしょうが、簡単に言うと利息の徴収率は通常の2倍です**)
- (3) 京から下向するたびに不善の輩を引き連れて濫行横法に及んだこと

もちろん史料文のいずれかが空欄になるだけですし、最初の「**尾張国郡司**百姓等解し申し…」の「**百姓等解し**」から『**尾張国郡司百姓等解(文)**』だと判別できます。あとは「**元命**」は簡単ですが、「**官物**(10世紀は負名体制なので官物は空欄にできます)」・「**31力条**」、最後の「**永延二年=988年**」はP18テキスト右側の知識を応用すれば解けます(一方「**例挙**=定例の**出挙**」と「**正税**」はテキストP11の律令制度で登場していますが難問なのでスルーしましょう)

授業展開書要約版「荘園公領制」

①荘園公領制の成立背景は負名体制からの続きになるので、PDF「負名体制②」を用いて、テキスト P18 右下の図解 NOTE「負名体制」の追加をしています

(1) 前回までの授業で国司の権限強化について説明したので、**ここから有力農民の田堵へ話を戻す**

(2) 国司から名(名田)の耕作を請け負っている田堵の中には、十人ぐらいの貧窮農民を従えて1個の名(名田)を担当している田堵「小」さな「名」を担当している「小名」田堵もいれば、百人ぐらいの貧窮農民を従えて4個の名(名田)を担当している田堵「大」きな「名」を担当している「大名」田堵が出現してくるので、「大名田堵」を書き写させる

※小名田堵は教科書にも用語集にも載っていませんが、日本史大辞典などには載っています。入試では絶対に出現されませんが、「大きな名を耕作する大名田堵」⇔「小さな名を耕作する小名田堵」の2種類がいることを理解させておくこと今後の説明に非常に有用になります。また、この「名」が土地の大きさを表すので、戦国時代・江戸時代などの「大名(大きな領地をもつ者)・小名(小さな領地をもつ者)」の語源になります

(3) その大名田堵は百人近くの貧窮農民を従えているので、国司から任せられている「名(名田)」とは別に、新たに土地を開墾してその土地の所有者となり、開発領主へと成長する者も出てくるので「開発領主」を書き写させる
※土地制度は生徒を巻き込むのがわかりやすいので、自分の座っている机に加えて、空いている机や机間などに荷物を置かせたりして、生徒を「開発領主」へと成長させておきましょう

(4) しかし、それに目を付けたのが国司で「あれ？今まで把握していなかった土地とは別に新規に土地が開墾されているな…、この土地没収するかここからも税金徴収できるんじゃないか？(あえて声を出さないで考え込む感じにして、ボイスメモなどで心の声バージョン的に流すのも面白いと思います)」と国司が開発領主の開墾した土地の没収をはかってくるので「国司が所領の没収をはかる」を書き込ませ、流れを復習できるように「①」田堵→「②」大名田堵→「③」開発領主→「④」国司が所領の没収をはかるの順序を書き込ませる



②テキスト P19 の一番上に移る

(1) 大名田堵の出現について確認し、藤原明衡の著した『新猿楽記』には東北地方の出羽国で大規模に名を所有した田中豊益が代表例として記述されているが、「大名の田堵なり」の田堵が空欄になるだけです

※授業内で説明しておけば、史料「大名田堵の出現」を説明する必要はなくなります(解説は詳細版)

(2) その大名田堵の中から、新規に土地を開墾してその土地の所有者となった開発領主へと成長する者が出てくるが、その土地の収公(没収)や徴税をはかってくる国司(国衙)と開発領主が対立

(3) ここで、生徒一人一人が開発領主だと例え、国司を都道府県知事に例えてみましょう。「知事が君たち(生徒)の土地を没収しようとしてきたけど、君たちは現地の実力者(市長・村長クラス)に過ぎないし、相手は知事からその国司に①従う者と②従わずに抵抗する者、どちらを選ぶか」

→前者の「①従う者」と後者の「②従わずに抵抗する者」が同じぐらいの数になるのが理想的なので、「①従う者」が多い場合は「国司は藤原元命のように税金めっちゃふんどくってくるぞ？」と脅したり、「②従わない者」が多い場合は「相手は知事よ？都からチンピラも連れてくるし、抵抗する方法も考えておいてね？」と脅して、片方に集中しないように調整しましょう

(4) 前者の「①従う者」は開発領主から矢印が二つに分かれる左側の「国衙領(公領)」になるパターンなので(まだ国衙領(公領)などの言葉は使わないでおきましょう)、「開発領主が開墾した土地の国衙による支配を容認した場合」の上に、「国司の支配に従う場合」と書き込ませ、後者の「②従わない者」は開発領主から矢印が二つに分かれる右側の「寄進地系荘園」になるパターンなので(まだ寄進地系荘園などの言葉は使わないでおきましょう)、「開発領主が開墾した土地の国衙による支配を拒否した場合」の上に、「国司の支配に従わない場合」と書き込ませる



③図解 NOTE③「国衙領(公領)・寄進地系荘園の形成」へ移ることを指示(音声授業収録時点では、「国衙領(公領)・寄進地系荘園の形成」はテキスト枠外、「荘園公領制」を図解 NOTE③で構成していましたが、編集後の現在は「国衙領(公領)・寄進地系荘園の形成」を図解 NOTE③、「荘園公領制」を図解 NOTE④に変更し、説明しやすく・見やすくしました)

- (1) 以下は**図解 NOTE③「国衙領(公領)・寄進地系荘園の形成」**に関する説明で、**PDF「国衙領(公領)の形成①」を用いて**、朝廷の下にいる**国司の役所を国衙と呼ぶので**、国司の下にある「**=**」で繋がられている**国衙領(公領)を書き写させ(国司の役所である「国衙」の「領」地なので「国衙領」、国家を意味する「公」の領地なので「公領」)**、開発領主 A と開発領主 B の「**開発領主**」を書き写させる
- (2) つまり、中央にある国衙領(公領)はもともと国司が管理していた領地で、一方で開発領主 A の土地を国司が没収しようとしてくるので「**②収公**」を確認させ、復習時わからなくなりそうな生徒には**簡略化して「没収」と書き込ませる**
- (3) **PDF「国衙領(公領)の形成②」を用いて**、国司の土地没収を受け入れたことで開発領主 A の土地は「③国司の土地」の**国衙領(公領)**となるので「**国衙領(公領)**」の頻度を書き写させ、中央にあるもともと国司が管理していた
- (4) **PDF「国衙領(公領)の形成③」を用いて**、ただし、「中央にあるもともと国司が管理していた国衙領」と左側の「開発領主から没収して新しく国衙領」となった土地の違いがあるので、**中央の「④もともとの国衙領=郡」と呼ばれる」と左側の「④新しい国衙領=郷or保と呼ばれる」を書き込ませる**
- (5) **国司の動きを「青色」をメインにして説明するため、中央にある国衙領(公領)を「青色」で塗りつぶさせ**、塗りつぶさせる部分の**4 つほどの「名」を集めた地域は一つの行政区画になるので「郡」と書き込ませ**、国衙領に組み込まれた**左側の国衙領(公領)も「青色」で塗りつぶさせ**、塗りつぶさせる部分も**一つの行政区画になるので「郷」・「保」を書き込ませる**

※「郡」の名称は「西多摩郡(東京都)・三浦郡(神奈川県)・印旛郡(千葉県)・入間郡(埼玉県)」など現在も各地域で使われているので生徒もなじみがあると思います。「郷」の名称は世界遺産の「岐阜県白川郷」が最も有名どころですし、埼玉県三郷市は三つの村(郷レベル)が合併したのが由来と考えられ、富士山の景観ポイントの一つ「三保の松原」として有名な静岡県静岡市清水区三保も三つの保をまとめた地域ではないかと思います(調べたものの確たる根拠は得られなかったので憶測です)

- (6) **PDF「国衙領(公領)の形成④」を用いて**、こうして「**郡・郷・保**」が**国衙領となったものの、国司はこれらの地域から税を徴収していかなければいけないので、「郡・郷・保」を管理する役人が必要になる。そこで、「郡を管理するのが郡司」**を書き込ませ、新しく国衙領に組み込まれた「郷・保」には**開発領主 A を「⑤郷司・保司に任命」**を書き込ませる(つまり、**国司のもとで働く「地方公務員」の立場になり、このような郡司・郷司・保司をまとめたのが「在庁官人」であるので郡司・郷司・保司に丸をつけて空いているスペースに「在庁官人」と書き込ませる**)

↓

- (7) **テキスト P19 左上の「国衙領(公領)」の語句確認に戻り**、「開墾した土地は国司の支配下の**国衙領(公領)**」となり、「開発領主の多くは(国司のもとで働く)在庁官人となって国衙の行政に進出」は上記の(6)で在庁官人を説明しておけばスムーズに説明は終わります。**その後の 12 世紀になると**「国司は国内の公領を郡・郷・保という新たな行政単位に編成」し、「開発領主は郡司・郷司・保司に任命され徴税を担当」を確認させる

※正しく説明すると、この時期にはまだ郡・郷・保という行政単位は設けられていませんので「**その後の 12 世紀**」と注釈をつけて説明して誤魔化しています。**国立大受験者には、後述する正しい知識を延久の荘園整理令の後に説明してあげてください(私大受験者には郡・郷・保や郡司・郷司・保司の任命時期については押さえておく必要はなく、あえて正しい知識で教えると混乱してしまうので間違っただけの知識で教えています)。**

→この時期は国衙領(公領)よりも、後述する**国司(国衙)による収公(所領没収)・徴税(課役の賦課)**から逃れるため開発した土地を貴族・寺社に寄進する**寄進地系荘園**が増加していき(藤原道長・頼通の摂関政治の全盛期であったことが要因の一つ)、それによって「収入が減少することになる**「国司」と「荘園領主(貴族・寺社)」が対立する**」ようになっていきます。しかし、1068 年に摂関家を外戚としない**後三条天皇**が即位し、翌 1069 年に**延久の荘園整理令**を発したことで、多くの荘園が処分され国衙領(公領)に戻されていきます。この荘園整理によって国衙領(公領)の領地が回復することになり、その後の 12 世紀にかけて、増加した国内の国衙領(公領)を「**郡・郷・保**」という新たな行政単位に再編することになり、**郡司・郷司・保司**を任命していきました。ですので、この際に任命された郡司は、律令制度下で設けられた**旧国造層など地方豪族を任命した郡司**とは異なり、「開発領主層から任命された**郡司**」になります(東大 1998 年大問 1 を参照)。ゆえに、**この箇所については教科書の記述が正しいのですが、あえて間違っただけの時系列で先取的に教えた方が効率的です。「国立大受験者や正確な知識が知りたい人は質問に来て」と対応するのが良いでしょう**

④図解 NOTE③「国衙領(公領)・寄進地系荘園の形成」の右側「開発領主 B」の動向を説明していき、PDF「寄進地系荘園①」を用いて、国司からの収公(所領没収)に抵抗するので→部分に「×」を引かせることを指示

(1) 開発領主として「②国司の支配に従わなかった者(生徒)」に、国司(知事)の支配に従わないならどういう手段で抵抗するのか質問してみましょう(これまでの経験上、生徒の回答は以下のパターンがあります)

「①国司と戦う」…「お前はエレンか？(進○の巨人)」などツッコミを入れやすいです。知事もボディーガードとかたくさん連れているんだけどね(藤原元命は都から「輩(チンピラ)」を連れてきています)。ただ、方法としては平将門の乱に代表されるように一つの正解でもあるので、武士団の成立・成長の話をし損ねていた場合は、「どうせ鎮圧される」が戦う方法もあると伝えておきましょう

「②国司を○す」…「もう…殺す殺すって…君はそればかりだね…君はガビか？」(進○の巨人 28 巻より)」などツッコミを入れやすいです。…いや、本当にこの回答をする生徒いるんですよ(笑)

「③わかりません」…生徒が引つ込み思案な性格の可能性もあるので、対応には気をつけましょう。「じゃあ、国司に従っておこうか？」など生徒を追い詰めないようにしておきましょう。

「④国司よりも権力を持っている人を頼る」…これが正解なので、授業時の総理大臣や国務大臣を例にあげて「知事よりも力を持っている政治家を頼っていい」ので、藤原氏や比叡山延暦寺などの寺社を頼ればよい

↓

(2) PDF「寄進地系荘園②」を用いて、自分の土地を没収されて国司の領地にされるくらいなら、藤原氏などに税を納めて土地をプレゼント(寄進)した方が「寄進」とは「寄付」のこと)メリットが大きいので「③土地を寄進」を書き写させる
※寄進した場合の税率は荘園領主である貴族・寺社との契約の上なので様々ですが、一国内で税の徴収に命をかけて 40～50%は徴収してくる国司よりは、確実に低いので私は 30%ぐらいという目安で教えています。さらに藤原氏などに土地を寄進すれば、その藤原氏との結びつくことで勢力を伸ばすことができ、その藤原氏と結びついて勢力を伸ばしたのが「源氏」(源満仲・頼信の代あたりから)であり、その後院政が始まって院(上皇・法皇)と結びついて勢力を伸ばしたのが「平氏」(平正盛・忠盛の代から)であると、源氏の台頭が当時の摂関政治と、平氏の台頭が院政と結びついていることを説明すると生徒も好奇心が湧きます

(3) 貴族・寺社に土地を寄進したことで、開発領主 B の土地は貴族・寺社の私有地である「荘園」となり、奈良時代に成立した「初期荘園」とは異なり、「寄進」によって成立したので寄進地系荘園と呼ばれる(→「④貴族・寺社の土地に＝寄進地系荘園」を書き写させ、「国衙領(公領)」を「青色」で塗りつぶさせたので「荘園」は「赤色」で塗りつぶさせる)

(4) PDF「寄進地系荘園③」を用いて、これによって開発領主 B の土地の所有者は貴族・寺社となったので荘園の所有者(領主)である「⑤荘園領主」となることを書き写させ、荘園領主である貴族・寺社は主に都(京都)に住んでおり、関東など(武蔵国など学校のある旧国名で教える方が良いでしょう)の荘園を管理するために、開発領主 B を「荘園の代官」である「⑥荘官(荘園の代官)」に任命する」を書き写させる
※「荘園領主」と「開発領主」で混乱する生徒は多いので、「荘園領主は都にいたるトップクラスの貴族」、「開発領主は地元にいる現地の実力者」というレベルの違いを強調してください

(5) PDF「寄進地系荘園④」を用いて、これで御終いではなく、荘園領主となった貴族・寺社は朝廷などに対して「あの武蔵国にあった開発領主 B の土地は俺(私)の土地になって税金納めているから、もう税金免除してくれない？(武蔵国は学校のある旧国名に置き換えてください)」と「⑦不輸の権・不入の権を申請」するので書き写させる

(6) その後、朝廷 or 国司から「藤原様の土地に代わったのですね！税金免除します」と税の免除(不輸)が認められるのが朝廷から矢印が出ている「※⑧」と、国司から矢印が出ている「※⑨」ですが(指で指したりしてください)、朝廷 or 国司から認められて荘園となった場合が右下の「※⑧朝廷から不輸を認められた荘園＝官省符荘」と「※⑨国司から不輸を認められた荘園＝国免荘」と書き写させる(ここでは官省符荘と国免荘の由来については触れなくて良いです)
※「不輸」については P11 の律令制度で、税のかかる「輸租田」と税のかからない「不輸租田」で学習済み

↓

⑤テキスト P19 右上の「寄進地系荘園」の語句確認に戻ることを指示

(1) 「国衙による所領没収や課役の賦課から逃れるため、開発した土地を有力貴族や寺社に寄進(寄進地系荘園)」を確認し、国公立受験者がいる場合はこの一文丸ごと赤の下線を引かせる(論述問題では、「初期荘園成立の背景」と「寄進地系荘園成立の背景」を比較した問題が問われるため)

(2) その有力貴族や寺社が荘園領主と呼ばれるようになるので、下に「荘園領主となる」を書き込ませる

- (3) 一方で土地を寄進した「開発領主」は(主語の違いに注意!), 「荘園の“代”官である「荘官」」に任命され、その荘官の名称は立場や地域によって預所(上級の荘官)・下司・公文(下級の荘官)と呼ばれるので、**下に「荘官の名称の一つ」と書き込ませる**

※なお、荘官の名称には預所が上級荘官で、下級荘官には下司・公文以外にも田所・庄司(荘園の「荘」は古文書では「庄」の漢字が使われるので荘(庄)園を司る者)・地頭などの様々な名称があり、**のちの平氏政権・鎌倉時代の地頭はこの身分にあたる前フリをしておく**と生徒の反応が面白いです(また、国司・郡司・郷司・保司・市司など「司」を用いる場合は国家の役人にあたりますが、庄司や下司には“司”の文字が使われており、国衙領(公領)から寄進地系荘園に切り替えた者に使用される名称とどこかの本で読んだ記憶があります(つまり出典は不明))

- (4) その後、「荘園領主」は(主語の違いに注意!), 税免除などの特権を獲得するため「不輸の権・不入の権」を朝廷に申請し、租税免除の特権である「不輸の権」を朝廷から認められた荘園が「官省符荘」
→朝廷のトップである「太政官」や戸籍・租税を担当する「民部省」に申請して(ここで民部省の職務が「租税」担当であることを復習させておきましょう)、そこから発行される文書(符)が「太政官符」と「民部省符」によって税の免除が認められるので、「太政官」や民部省からの文書(符)で(不輸の権を)認められた「荘園」を「官省符荘」というので、**下に板書+書き込ませる**(延喜の荘園整理令の史料などでも「太政官符す…」という文章から始まっています)
- (5) 一方、朝廷の官職を持たない寺社などは朝廷ではなく国司に直接圧力をかけることが多く、「国司」(「国衙」)から税の「免除」の特権を認められた「荘園」が「国免荘」なので、下に「国司が免除」と板書+書き込ませる
- ただし、国免荘にはデメリットがあって、「国司の任期中のみ認められる」を板書+書き込ませる、言い換えれば「国司の任期中しか認められない」ので、税金が下がるため「赴任 1~2 年目の国司は認めず」、「3~4 年目の任期満了が近づいてくると認める」の繰り返し=つまり、「期限付き」であるのがデメリット
- (6) ゆえに、新しい国司が赴任してくると土地を調査するための役人「検田使」が毎回やってくるので、それなら土地への立ち入りを拒否する権利も獲得してしまえばよい=それが「不入の権」で、検田使の下に「国司が(徴税のために)派遣する土地調査員」と書き込ませる

↓

- ⑥PDF「寄進地系荘園④」を用いて、寄進地系荘園となった「荘園」と国衙領(公領)となった「公領」を指示棒で指しながら、「図解 NOTE④」の題名の荘園と公領からなる体制を「荘園公領制」と呼び、PDF「荘園公領制」に切り替える

- (1) 頻度はすでに生徒が書き込んであるので、**最初は左側の国衙領(公領)から説明**(最後に寄進地系荘園の具体例である鹿子木荘などを説明するため)
- (2) 「朝廷」をトップに、その下に現地に赴任しない「遙任(国司)」、さらにその下に代わりに現地に派遣される「目代(国衙留守所)」を管理し(ここは指示棒で指しながらサラッと流していただくで大丈夫です)、その下にもと開発領主層である郡司・郷司・保司がいる
- (3) ただし、彼らはこの土地の実力者であるので、実際の耕作は貧窮農民などが担っており、一番下の隷属農民にあたる「下人・所従」から説明し(下人・所従は同義で用いられるので区別は知らなくてよいですが一応、補足説明すると「下人」は主人に隷属して召し使われる被支配身分の奴隷的な存在で、「所従」は下層の従者を指します)、彼らが昔の貧窮農民にあたるもの達で、「年貢(米)・公事(特産物)・夫役(労役)」を有力農民のもと田堵(負名)層であった「名主」に納めるので、「年貢・公事・夫役」の下に「米・特産物・労役」と書き込ませる(ここで、生徒からは何故また税の名称が変わるのかという疑問が生まれますが、数分後に説明します)
- (4) そして、「下人・所従」の上にいる「名主」に年貢・公事・夫役を、また名主が「郡司・郷司・保司」に年貢・公事・夫役を納めていく構図の途中で「中抜き(中間搾取=作合)」が行われていることにも触れておいてもいいでしょう(この伏線を回収するのはP37の「太閤検地」まで待たなければいけません…)

↓

- (5) ここで、「先生~! 田堵が名主に名称が変わったり、開発領主も変わったりするからわかりませ~ん」など自作自演の形でこれらの名称の変遷を整理整頓していきましょう

↓

- ⑦テキストP19の左上「国衙領(公領)」の説明の下、つまり図解NOTE③「国衙領(公領)・寄進地系荘園の形成」の上には空いているスペースが10行ほどあるので、これまでの身分制度の変遷を復習していきます

- (1) 一番左上に「律令体制(~9世紀)」を2行で板書し、一番左下に「貧窮農民」を板書します

- (2) 貧窮農民は浮浪・逃亡・偽籍などで徴税逃れを行ったので「(→浮浪・逃亡・偽籍)」を板書し、一方これらの貧窮農民をかき集めてリッチになった「有力農民」を「貧窮農民」の上に **1 行空けて板書し**、有力農民が院宮王臣家と結びついたことで律令体制は 10 世紀初期をもって崩壊
- (3) そこで、「律令体制(～9 世紀)」の右横に「**負名体制(10 世紀)**」を **2 行で板書し**、国司は有力農民の田堵に耕作を請け負わせるようにしたので、「有力農民」から「→」を出して「**田堵**」と、その下に「**名の耕作を請け負う**」を板書
- (4) その田堵の中では、小さな名を担当する「**小名田堵**」と大きな名を担当する「**大名田堵**」に分かれていくので、「→」をそれぞれ出して「小名田堵」の上に **1.5 行を空けることを指示して「大名田堵」を板書し**、さらに大名田堵が新規に土地を開墾(開発)すると「**開発領主**」になるので、「大名田堵」から「→」を出して「**開発領主**」を板書
- (5) しかし、その開発領主の開墾した土地が国司に没収されると国衙領(公領)になり、開発領主はその土地を管理する「(郡司)・郷司・保司」に任命されるので、**郡司の頻度は低い**ため省略することを伝えた上で(スペースの都合上もあり)「→」を出して「**郷司・保司**」を板書
- (6) 一方、開発領主が開墾した土地を貴族・寺社に寄進すると寄進地系荘園となり、開発領主はその土地を管理する「**荘官**」に任命されるので、「→」を出して「**荘官**」を板書
- ※この郡司・郷司・保司や荘官などの、もと開発領主層を「**現地(在地といひます)**」にいる領主なので「**在地領主**」と総称します。これは国公立受験者には論述用に便利な語句なので教えておきましょう
- (7) これによって荘園公領制が成立していくので、「負名体制(10 世紀)」の右側の「郷司・保司」の上あたりに「**荘園公領制(11・12 世紀～)**」と板書
- (8) 最後に、税制度の名称の変遷をまとめていき、「律令体制(～9 世紀)」までの税は「**租**」・「**庸**」・「**調**」・「**雑徭**」。「負名体制(10 世紀)」の税は**租・庸・調**から「→」を飛ばした「**官物(収穫の 40～50%は目安なので書かなくても OK)**」と、「**雑徭**」から「→」を飛ばした「**臨時雑役**」。「荘園公領制(11・12 世紀～)」の税は「**年貢**」・「**公事**」・「**夫役**」で、「**年貢**」は「**官物(米)**」の流れを引くので「→」を繋げておくとうわりやすいです
- (9) つまり、**土地制度の体制が「律令体制」・「負名体制」・「荘園公領制」と変わっていくので**、それに伴って**税制度の名称も「租・庸・調・雑徭」・「官物・臨時雑役」・「年貢・公事・夫役」**に変わっていくわけです。

↓

⑧PDF「**荘園公領制**」・図解 NOTE④「**荘園公領制**」に戻り、右側の寄進地系荘園の仕組みを確認していきます。

- (1) まず、国衙領(公領)と同じく隷属農民の「**下人**」・「**所従**」が、有力農民の**もと田堵(負名)層**であった「**名主**」に「**年貢(米)**」・「**公事(特産物)**」・「**夫役(労役)**」を納め、さらに名主から在地領主の「**荘官**」に年貢・公事・夫役が納められていく
- (2) ただし、荘官には下級荘官にあたる「**下司**」・「**公文**」と上級荘官にあたる「**預所**」があり、この開発領主層であった荘官が都にいる**有力貴族などに保護を求めて「年貢などを納める代わりに土地の寄進が行われるので**、その最初の「**一次的寄進**」先の荘園領主を「**領家**」と呼び(→「**一次的寄進**」を板書+書き込ませる)、**その領家が没落などしてしまった場合は「領家」から、さらに権威をもつ皇族・大貴族などに二回目の寄進が行われ、その「二次的寄進」先の荘園領主を「本家」と呼ぶ(→「**二次的寄進**」を板書+書き込ませる)**
- (3) ここはわかりづらいので、現地にいる開発領主層は「**知事(国司)**」に土地を没収されるぐらいなら、**とりあえず「国會議員」に保護を求める。これが「領家」です(閑僚になった経験のない人物で、元衆議院議員の「豊田真由子(このハゲー！の人ですが 2017 年なので時代に応じて変えてください)」など不祥事を起こした人がちょうどいいです)**
→ただ、豊田真由子の現在は元衆議院議員で没落したため、自分よりもっと権威をもつ総理大臣・国務大臣クラスに保護を求める(「**麻生太郎**」あたりでもいいんじゃないですかね)。これが「**本家**」です
- (3) または、この時代の朝廷は「**藤原さん問題**」が起きていて、本家の藤原氏以外にも皆「**藤原氏**」を勝手に名乗っている**ので、その方向から説明するのも面白いでしょう。そのため、伊藤(伊勢・伊豆の藤原)・近藤(近江の藤原)・遠藤(遠江の藤原)・加藤(加賀の藤原)・尾藤(尾張の藤原)・武藤(武蔵の藤原)・佐藤(左衛門尉の藤原)など「偽物の藤原さん(言葉を選ばないといけません)」に土地を寄進した場合は「領家」**
→ただ、その「**偽物の藤原さん**」が没落した場合は、「**摂関家の本家藤原氏**」などのいわゆる「**権門勢家**」に保護を求めて土地を寄進する、これが「**本家**」の登場になります
- (4) 荘園の実質的な支配権をもつ方を「**本所**」というのが史料文では**荘園領主**を指すのでこれはしっかり押さえる(なお、「本家も領家も本所になる場合がある」という部分は質問があると思うので以下に記述)

※本家が登場すれば、**莊園に実質的な支配権をもつのは本家になる例が多いが**、本家が支配権を領家に任せる場合や、最初から「摂関家の藤原氏本家」や「寺社勢力」などの「**権門勢家**」に寄進した場合は「領家」のみ登場し、二次的な寄進は行われず本家が登場しない場合がある

- (5) 最後に、このような寄進地系莊園の例として知られているものが、「肥後国鹿子木莊(仁和寺領)」や「紀伊国梓田莊(神護寺領)」だが、先に PDF 写真「紀伊国梓田莊」を用いて、こうした莊園絵図で出題されます。一方で、「肥後国鹿子木莊(仁和寺領)」は頻出史料で出題されるので PDF「肥後国鹿子木莊」を用いて必ず解説—詳細版(史料解説)に記しておきます
- (6) なお、時間があれば次の莊園整理令につなげるために「国衙領(公領)」を選んでしまった生徒に「寄進地系莊園」に切り替えるチャンスを与えてみましょう。国司の任期は 4 年なので、国司の交替時に中央の藤原氏などに面会しに行き土地を寄進すれば、税率の低い藤原氏の莊園に切り替えることもできます。そこで、寄進地系莊園に切り替えたいと手を挙げた生徒は満足するでしょうが、次の延久の莊園整理令で処分される対象となる具体例としてわかりやすくありません。また、こうした寄進地系莊園の拡大に対して、莊園を整理しようとする国司は莊園領主との対立を深めるようになり、国司・莊園領主が対立していくことになります(これが、のちの後三条天皇・白河上皇の院政と関係していきます)。

授業展開書－詳細版(史料解説)－「莊園公領制」

㊦ 大名田堵の出現『新猿楽記』 by 藤原明衡

①三の君の夫は、出羽権介田中豊益、偏に耕農を業と為して、更に他の計なし。数町の戸主、大名の田堵なり。

〔①『新猿楽記』は右衛門尉の一族に託して当時の職業や生活を描いたもの。三の君は右衛門尉の 3 番目の娘 ②土地所有者〕

【現代語訳】

三の君(右衛門尉の 3 番目の娘)の夫は、出羽権介田中豊益という者で、ひたすら農業経営を仕事として、さらに他の計画はしない。数町(1 町は約 1ha)の土地所有者で、大名(大きな名(名田)の耕作を請け負う)の田堵である。

※『新猿楽記』は京の猿楽見物に訪れた右衛門尉の一族の記事に仮託して、当時の世相・職業・芸能などを描写したもの

藤原明衡が著した『新猿楽記』には出羽国の田中豊益という大名田堵の出現についての記述がありますが、「大名の田堵なり」が問われるだけなので、史料では扱わず授業内で説明した方が効率良いです。

Ⅱ 寄進地系荘園『東寺百合文書』

① 鹿子木の事

- 一、当時の相承は、②開発領主③沙弥、寿妙嫡々相伝の次なり。
- 一、寿妙の末流④高方の時、権威を借らむために、⑤実政卿を以て領家と号し、年貢四百石を以て割き分ち、④高方は⑥庄家領掌進退の⑦預所職となる。
- 一、⑥実政の末流⑧願西微力の間、国衙の乱妨を防がず。この故に⑧願西、領家の⑨得分二百石を以て⑩高陽院内親王に寄進す。件の宮薨去の後、御菩提の爲め……勝功德院を立てられ、かの二百石を寄せらる。其の後、⑪美福門院の御計として⑫御室に進付せらる。これ即ち本家の始めなり。……

[①肥後国飽田郡鹿子木荘。現在の熊本市北方・飽託郡・菊池郡・鹿本郡にまたがる地域 ②その地を最初に開いた領主 ③世俗の僧 ④中原高方。寿妙の孫 ⑤藤原実政。当時大宰大貳従二位 ⑥庄家は荘園の現地にある倉庫・管理事務所。すなわち荘園の現地の諸施設を管理・支配するの意 ⑦荘官の名称の一つ ⑧実政の曾孫藤原隆通の法名。当時は正五位下刑部大輔 ⑨両家の分け前。職にともなう収益 ⑩鳥羽天皇の皇女 ⑪高陽院内親王の母得子 ⑫仁和寺]

【現代語訳】

鹿子木(肥後国飽田郡鹿子木荘。現在の熊本市北方・飽託郡・菊池郡・鹿本郡にまたがる地域)のこと

- 一、この荘園は開発領主の沙弥(世俗の僧)寿妙の子孫が代々受け継いできたものである。
- 一、寿妙の子孫の中原高方(寿妙の孫)の時に、権威を借りるために、藤原実政(当時大宰大貳従二位)卿を領家として年貢の内 400 石を上納することとし、中原高方は荘園の現地を完全支配する預所職となった。
- 一、藤原実政の子孫の願西(実政の曾孫藤原隆通の法名)は力がなかったので、国衙の不当な干渉を防げなかった。そこで願西は、領家の得分(収益)の内の 200 石を上納する条件で高陽院内親王(鳥羽天皇の皇女)に寄進した。内親王が亡くなった後、菩提を弔うために勝功德院を建立され、その 200 石を寄進された。その後、内親王の母である美福門院(得子)のお計らいで御室(仁和寺)に寄進された。これがこの荘園の本家の始めである。……

寄進地系荘園成立の代表例として最も有名なのが『東寺百合文書』に残されている肥後国鹿子木荘です(『東寺百合文書』は東寺(教王護国寺)に伝来した文書の総称)。

- (1) 「鹿子木の事」はもちろん肥後国鹿子木荘のことです(以下(2)からは段落の変化に応じて記しています)
- (2) この土地は開発領主の寿妙の子孫が代々受け継いできた荘園でしたが……
- (3) 寿妙の孫にあたる中原高方は権威を借りるために藤原実政に寄進し、寄進先の藤原実政は「領家職」となり、年貢の内 400 石を上納する条件で、中原高方は荘園の現地を完全支配する「預所職」となりました
- (3) しかし、藤原実政の曾孫にあたる願西(藤原隆通)は、官職が低く国衙の干渉を防げなかったため(つまり、願西の時代には国衙よりも身分が低くなっていた)、「領家」の収益(得分)400 石分の内の 200 石を上納する条件で高陽院内親王(鳥羽天皇の皇女)に寄進したので、「本家職」となりました。

※高陽院内親王の死後、菩提を弔うために勝功德院を建立され、その 200 石を寄進し(譲渡したと考ええるとわかりやすいです)、そののちのち、高陽院内親王母である美福門院(得子)の計らいで寄進した仁和寺(史料文中の「御室」)が「本家職」となったので、高陽院内親王も仁和寺(史料文中の「御室」)も「本家」にあたります。

→「開発領主」・「預所」・「領家」・「本家」は空欄記述問題で出題され、「御室」は史料対策をしていないと仁和寺だとわからないので、ここはしっかりと覚えさせておきましょう

[本家] = 高陽院内親王⑩ → 仁和寺(御室)
 ↑ 寄進(年貢 200 石を上納して保護してもらう)
 [領家] = 藤原実政………藤原隆通(願西) < 国衙(国司の役所)
 ↑ 寄進(年貢 400 石を上納して保護してもらう)
 [開発領主] = 寿妙………中原高方 = [預所職]